

加算・減算の 間違えやすいポイント について



運営指導では、誤った基準の解釈による不適切なサービスや、理解不足等による介護報酬の誤った請求が認められました。

例えば、

- ・理学療法士等や看護職員等の、加算の要件に必要な人員を配置していなかった
- ・利用人数の確認をしておらず、定員を超過してしまった
- ・運営基準上の人員基準を満たせていなかった

など、算定要件を満たしていない事例が見受けられました。

介護報酬については、不正を行っていると思われる場合又はその疑いがあると認められる場合には、監査を行うこととなります。

過去の指導事例を一覧表にまとめましたので、多額の過誤返還となる前に参考にしていただき、算定要件を一つ一つ確認していただきますようお願いいたします。

サービス	過誤調整事案	内容
施設サービス 介護老人福祉施設・介護老人保健施設 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	日常生活継続支援加算	人員基準欠如のあった日に算定していた
	看護体制加算（Ⅰ）	常勤の看護師を1名以上配置していなかった
	個別機能訓練加算	常勤専従の理学療法士等を1名以上配置していなかった
	常勤医師配置加算	常勤専従の医師を1名以上配置していなかった（100を超える施設にあつては常勤専従の医師を1名以上配置し、かつ、医師を常勤換算方法で入所者の数を100で除した数以上配置すること）
	口腔衛生管理加算	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が入居者に対し、口腔衛生等の管理を月2回以上行っていなかった
		人員基準欠如のあった日に算定していた
看取り介護加算	入所者が、医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であることが、記録から確認できなかった	

サービス	過誤調整事案	内容	
地域密着型サービス	地域密着型通所介護	所要時間による区分の取り扱い	理美容サービスや通院にかかった時間を差し引きせず誤った所要時間で地域密着型通所介護費を算定していた
		定員超過利用	月平均の利用者数が運営規程に定められている利用定員を超えてサービス提供を行っていた
		中重度者ケア体制加算	条例に規定する員数に加え看護職員又は介護職員を、常勤換算方法で2以上確保していなかった
			サービス提供時間帯を通じて、専従の看護職員を1名以上配置できていなかった
		個別機能訓練加算 (I) イ	理学療法士等が利用者に直接機能訓練をしたことが記録から確認できなかった
		個別機能訓練加算 (I) ロ	専従の理学療法士等を1名以上配置することに加えて、サービス提供時間帯を通じて専従の理学療法士等を1名以上配置していなかった
		送迎を行わない場合の減算	利用者に対して、居宅と指定地域密着型通所介護事業所との間の送迎を行っていなかった
		サービス提供体制強化加算 (II)	人員基準欠如に該当していた
	認知症対応型共同生活介護	人員基準欠如	介護従業者の人員配置が基準を満たしていなかった
			指定認知症対応型共同生活介護事業所において、必要な研修を修了した計画作成担当者が配置されていなかった
		医療連携体制加算 (I)	病院、診療所若しくは指定訪問看護ステーションとの連携において、准看護師が配置されていた
		サービス提供体制強化加算	定員超過利用・人員基準欠如に該当していた
		サービス提供体制強化加算 (I)	従業者の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が基準を満たしていなかった

サービス	過誤調整事案	内容	
地域密着型サービス	小規模多機能型居宅介護	定員超過利用 指定小規模多機能型居宅介護事業所において、登録定員を上回る高齢者を登録させていた	
	小規模多機能型居宅介護費の算定	サービスを実際に利用開始した日ではなく利用契約を結んだ日から算定していた	
	看護職員配置加算	定員超過利用・人員基準欠如に該当していた	
	看護職員配置加算(Ⅰ)	常勤専従の看護師を1名以上配置していなかった	
	看護小規模多機能型居宅介護	緊急時訪問看護加算	指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者の同意を得ずに算定していた
			介護保険ではなく、医療保険の給付対象となる訪問看護サービスであったにもかかわらず、算定していた
	訪問体制強化加算	指定小規模多機能型居宅介護事業所における1月当たりの延べ訪問回数が、200回以上であることが記録から確認できなかった	
	サービス提供体制強化加算	定員超過利用・人員基準欠如に該当していた	
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	従業者の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が基準を満たしていなかった		